

相談室 Q&A

労災・通災関係

Q

大雪の被害で著しく遠回りとなる通勤を 余儀なくされた場合の事故は通勤災害となるか

大雪の影響で道路が寸断されたため、通常通勤に使っている経路が使えなくなった社員が、著しく遠回りになる迂回路で通勤せざるを得ない状況となりました。このように、迂回路の状態も悪く、通勤途上で社員が事故に遭った場合には通勤災害になるのでしょうか。また、通勤経路が途絶しているために出勤しなかった社員は欠勤扱いとしてもよいでしょうか。

(山形県 H社)

A

ご質問の場合、通勤経路の迂回には合理的な理由があると判断され、労災認定される可能性が高い。また、通勤経路途絶のため出勤できなかった社員を勤怠管理上欠勤扱いとすることは問題ないが区別して管理するなどの配慮が必要

回答者 安藤幾郎 あんどう いくろう 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 通勤災害とは

労働者災害補償保険法（以下、労災保険法）では、「通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡に関して保険給付を行う」とされており、通勤途上の災害によってけがをしたり、病気にかかったりした場合に、労災保険から給付がなされることになっています。なお、通勤災害による労災保険給付は業務災害における給付とほぼ同じといえます【図表1】。

2. 「通勤」の要件

一般的に「通勤」とは、「住居と就業の場所間の往復」と考えられていますが、労災保険法において、「通勤」は次の①～⑤の詳細な要件が設けられています。

「住居と就業の場所間の往復」がこれらの要件に合致する場合には、その往復が労災保険法におけ

る「通勤」とされ、この「通勤」時にけがをした場合に労災保険から給付がなされることとなります。

- ①住居と就業の場所との間の往復（例：自宅から勤務先、勤務先から自宅への移動）
- ②就業の場所から他の就業の場所への移動（例：1日に二つの会社で勤務する場合の一つ目の会社から二つ目の会社への移動）

図表1 業務災害と通勤災害の違い

- ①業務災害は一部負担金がないが、通勤災害は一部負担金（初回の給付額から200円を控除）がある
- ②業務災害は待期間中の休業補償を会社が行うが、通勤災害は行う必要がない
- ③業務災害は療養のための休業期間とその後30日間は解雇制限があるが、通勤災害には解雇制限がない

- ③①に先行し、又は後続する住居間の移動（例：単身赴任者で家族と別居している場合、家族が住んでいる家と単身赴任者が住んでいる家への移動）
- ④上記の移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く
- ⑤移動の経路を逸脱し、又は移動を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の移動は「通勤」とならない。ただし、逸脱又は中断が日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、逸脱又は中断の間を除き「通勤」となる[図表2]

3. 合理的な経路

ご質問の場合、著しく遠回りとなった経路が、上記④の「合理的な経路」に当たるのかが問題になると考えられます。この点、行政解釈（昭48.11.22 基発644、最終改正：平28.12.28 基発1228第1）によると「合理的な経路」とは次のようにされています。

- ①経路の道路工事、デモ行進等当日の交通事情により迂回してとる経路、マイカー通勤者が貸切の車庫を経由して通る経路等通勤のためにやむを得ずとることとなる経路は合理的な経路となる
- ②特段の合理的な理由もなく著しく遠まわりとなるような経路をとる場合には、これは合理的な経路とは認められないことはいうまでもない
したがって、「著しく遠回りとなった経路」が、「特段の合理的な理由によって、通勤のためにやむを得ずとることになった経路」である場合には、当該経路が「合理的な経路」とであると認められる可能性が高いと考えられます。ご質問の場合、経路が著しく遠回りとなった原因が大雪による道路寸断にあることを考えますと、当該経路は「合理

図表2 厚生労働省令で定める逸脱、中断の例外となる行為

- ①日用品の購入その他これに準ずる行為
- ②職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ③選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ④病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- ⑤要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

的な経路」であると認められる可能性が高く、よって、当該経路は「通勤」とであるとされる可能性が高いといえます。

4. ご質問の場合の事故と労災保険の適用

前記のとおり、遠回りとなった経路であっても労災保険法における「通勤」とされる可能性が高いため、当該経路で事故に遭った場合には通勤災害が認められる可能性が高いと考えられます。

5. 通勤経路が途絶し、出勤できない場合の勤怠上の取り扱い

通勤経路が途絶した場合の勤怠上の取り扱いを欠勤とすることも可能ではありますが、労働者本人の都合による欠勤とは区別して管理することが考えられます。この場合、例えば、出勤はしていないけれど人事評価上は出勤の扱いとするなど、労務管理の各場面において本人都合の欠勤と、本人都合ではない欠勤を区別することになります。どのような場面で出勤扱いとするのかを就業規則などに明確に定めておき、運用時に混乱しないようにしておくことが有用です。